

川口市高齢者補聴器購入費補助事業のご案内



川口市では、聴力の低下により、周りの人とのコミュニケーションがとりにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会が増え、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助します。

補助の対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- ① 市内に住所を有し、現に居住する満65歳以上のかた
 - ② 本人が市民税非課税の方または生活保護受給世帯であるかた
 - ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないかた
 - ④ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けたかた
- ※ 原則、中等度難聴程度（両耳の聴力レベル40dB～70dB未満）のかたが対象

補助の内容

20,000円を上限として、1人1回限り補助

- ※ 補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ（集音器・付属品購入費、修理費用等は対象外）
- ※ 片耳、両耳問わず上限は20,000円
- ※ 購入に要した費用が20,000円に満たない場合はその額を補助

留意事項

- ※ **申請（補助金交付決定）前に購入されたものは補助の対象外となります。**
交付を希望されるかたは、必ず市（長寿支援課）に事前確認票の提出等確認してからの手続きをお願いします。（手続きの流れは裏面のとおり）
- ※ 申請件数が予算上限に達した場合は、受付を終了します。
事前確認票を提出した段階は申請受付となりません。医師意見書・見積書を用意いただき、申請書を提出した段階で申請受付となります。
- ※ 受診・検査費用や医師意見書に係る費用、送料等は自己負担となります。
- ※ 転入等により、本市で市民税課税状況が確認できないかたについては、転入前の自治体で発行した非課税証明書の提出をお願いする場合があります。

問い合わせ先

川口市役所 長寿支援課 支援係 （第一本庁舎2階 5番窓口）

所在地：〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話：048-252-0261 FAX：048-259-7668

申請

- ①市（長寿支援課）に事前確認

「事前確認票」を市（長寿支援課）に提出し、対象要件を確認します。
対象である場合、手続き方法を案内し、申請書類をお渡しします。
- ②耳鼻咽喉科の受診、「医師意見書」を取得

①でお渡しした「医師意見書」用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
医師から補聴器の使用が必要と認められた場合、医師に「医師意見書」の作成を依頼してください。
- ③補聴器販売店で購入前相談、「見積書」を取得

補聴器販売店で補聴器の相談や試聴等を行い、購入を予定する補聴器の「見積書」の作成を依頼してください。
※ 「見積書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。
- ④市（長寿支援課）に申請

①でお渡しした「申請書（裏面アンケート）」に必要事項を記入し、②・③で取得した「医師意見書」「見積書」と併せて市（長寿支援課）に提出してください。
- ⑤「交付決定通知書」の受領

④の書類を確認し補助が決定されると、市（長寿支援課）から「交付決定通知書」と「実績報告書兼交付請求書」を申請者に送付します。

購入

- ⑥補聴器の購入、「領収書」の取得

⑤「交付決定通知書」が届いてから、③の補聴器販売店で補聴器を購入してください。
購入時に必ず「領収書」を取得してください。
※ 「領収書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。

請求

- ⑦市（長寿支援課）に補助金の請求

⑤で届いた「実績報告書兼交付請求書」に必要事項を記入し、⑥で取得した「領収書（写し可）」を添付し、市（長寿支援課）に提出してください。
※ 振込口座は、申請者名義の口座をご記入ください。
- ⑧「確定通知書」の受領、補助金の交付（振込）

⑦の書類を確認し補助が確定されると、市（長寿支援課）から「確定通知書」を申請者に送付します。確定通知後、約2～3週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。